

該当頁	修正後	修正前	備考								
P3	<p>2.1 事業の概要 2.1.1 事業の背景 宇部市の下水道の歴史は、・・・ (中略) ・・・・令和6年(2024年)3月31日現在、約3,513ヘクタールの整備を終えている。 宇部市全体の下水道処理人口普及率は、令和6年(2024年)3月31日現在で79.4%となり、また雨水については、面積整備率24.9%となっている。 (中略) 令和5年度末(2023年度末)時点で合流汚水・雨水ポンプ棟(C棟)は築63年、分流汚水ポンプ棟(D棟)は築48年が経過し、・・・</p>	<p>2.1 事業の概要 2.1.1 事業の背景 宇部市の下水道の歴史は、・・・ (中略) ・・・・令和5年(2023年)3月31日現在、約3,501ヘクタールの整備を終えている。 宇部市全体の下水道処理人口普及率は、令和5年(2023年)3月31日現在で79.0%となり、また雨水については、面積整備率23.6%となっている。 (中略) 令和4年度末(2022年度末)時点で合流汚水・雨水ポンプ棟(C棟)は築62年、分流汚水ポンプ棟(D棟)は築47年が経過し、・・・</p>									
P4	<p>2.1.2 事業の基本理念 ・・・・ 2)安全性や安定的な運転に配慮した施設整備 計画下水量に対する施設能力(管路及びポンプ施設)を確保するとともに、既存水処理施設を含む施設の安全かつ安定的な運転に配慮した施設整備 (中略) 5)地域経済への貢献 市内企業や人材の活用、市内産製品・資材の活用等により、地域経済へ貢献する</p>	<p>2.1.2 事業の基本理念 ・・・・ 2)安全性に配慮した施設整備 計画下水量に対する送水能力(管路及びポンプ施設)を確保するとともに、既存水処理施設の安全かつ安定的な運転に配慮した施設整備</p>									
P5	<p>2.2 対象施設 2.2.1 施設概要 本事業の対象となる施設の概要を表2.1～表2.3に示す。また、本処理場の現況水量や現況水質等運転状況を別途、開示資料に示す。</p>	<p>2.2 対象施設 2.2.1 施設概要 本事業の対象となる施設の概要を表2.1～表2.3に示す。また、本処理場の現況水量や現況水質等運転状況を別紙に示す。</p>									
P8	<p>2.4 事業期間 本事業期間は建設工事請負契約が締結された後、本事業が開始された日(以下、「本事業開始日」という。)から設計・建設期間(7年間を想定しているが、事業者の提案により短縮も可能である。)を経た期間をいう。</p> <p style="text-align: center;">表 2.6 事業期間</p> <table border="1" data-bbox="329 1539 1344 1703"> <thead> <tr> <th>時期・期間</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年4月(予定) 本事業開始日から令和14年3月19日まで</td> <td>本事業開始(契約締結後) 設計・建設期間(既設撤去を含む)</td> </tr> </tbody> </table>	時期・期間	内容	令和7年4月(予定) 本事業開始日から令和14年3月19日まで	本事業開始(契約締結後) 設計・建設期間(既設撤去を含む)	<p>2.4 事業期間 本事業期間は事業契約が締結された後、本事業が開始された日(以下、「本事業開始日」という。)から設計・建設期間(7年間を想定しているが、事業者の提案により短縮も可能である。)を経た期間をいう。</p> <p style="text-align: center;">表 2.6 事業期間</p> <table border="1" data-bbox="1403 1539 2418 1703"> <thead> <tr> <th>時期・期間</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年4月(予定) 本事業開始日から令和14年3月19日まで</td> <td>事業契約の締結 設計・建設期間(既設撤去を含む)</td> </tr> </tbody> </table>	時期・期間	内容	令和7年4月(予定) 本事業開始日から令和14年3月19日まで	事業契約の締結 設計・建設期間(既設撤去を含む)	
時期・期間	内容										
令和7年4月(予定) 本事業開始日から令和14年3月19日まで	本事業開始(契約締結後) 設計・建設期間(既設撤去を含む)										
時期・期間	内容										
令和7年4月(予定) 本事業開始日から令和14年3月19日まで	事業契約の締結 設計・建設期間(既設撤去を含む)										

P28	<p>8) 留意事項</p> <p>(ア) 職種間調整 実施設計における各職種間の調整（開口、埋込み管、機器等の納まり調整等）は、事業者において行うこと。</p> <p>(イ) 許可申請への対応 確認申請等の許可申請に必要な検討、計算、図書の作成、事前協議等は事業者において行うこと。許認可申請に必要な仕様等と要求水準書（案）の内容に食い違いが発生する場合は市と協議すること。</p> <p>(ウ) 会計検査対応の支援 本事業は、交付金事業となることから本事業に関わる設計から施工までの書類・図書、設計根拠（比較表、各種計算書、設計内訳書等）を作成、提出すること。また、会計検査に必要な書類は、市の要求する時期までに揃え、提出するとともに、会計検査対応の支援を行うこと。</p> <p>(エ) その他 工事内容に関する近隣対策・苦情対応、交付金事業交付申請図書作成、各種申請図書作成（市が提出するものを含む）及び事業を実施する上で必要な関連業務については、事業者の責任をもって対応すること。</p>	<p>8) 留意事項</p> <p>(ア) 職種間調整 実施設計における各職種間の調整（開口、埋込み管、機器等の納まり調整等）は、事業者において行うこと。</p> <p>(イ) 許可申請への対応 確認申請等の許可申請に必要な検討、計算、図書の作成、事前協議等は事業者において行うこと。許認可申請に必要な仕様等と要求水準書（案）の内容に食い違いが発生する場合は市と協議すること。</p> <p>(ウ) 会計検査対応の支援 本事業は、社会資本整備総合交付金事業となることから本事業に関わる設計から施工までの書類・図書、設計根拠（比較表、各種計算書、設計内訳書等）を作成、提出すること。また、会計検査に必要な書類は、市の要求する時期までに揃え、提出するとともに、会計検査対応の支援を行うこと。</p> <p>(エ) その他 工事内容に関する近隣対策・苦情対応、社会資本整備総合交付金事業交付申請図書作成、各種申請図書作成（市が提出するものを含む）及び事業を実施する上で必要な関連業務については、事業者の責任をもって対応すること。</p>																																					
P29	<p>3.3.2 建築業務 ・・・</p> <p>4) 工事関係書類の提出 事業者は、着工時、施工中、完成時の各段階において、工事関係書類を市に3部提出するものとする。</p> <p>【着工時】</p> <p>(ア) 施工体制台帳 (イ) 工事着手届 (ウ) 現場代理人及び監理技術者等届（経歴書を添付のこと） (エ) 施工計画書（全体及び詳細工程を含む）</p>	<p>3.3.2 建築業務 ・・・</p> <p>4) 工事関係書類の提出 【着工時】</p> <p>(ア) 施工体制台帳 (イ) 工事着手届 (ウ) 現場代理人及び監理技術者等届（経歴書を添付のこと） (エ) 施工計画書（全体及び詳細工程を含む）</p>																																					
P41	<p>4.1.5 省エネ性・創エネ性 ポンプ場として必要な機能を満足した上で、出来る限りの省エネ性・創エネ性を図ること。</p>	<p>4.1.5 省エネ性・創エネ性 ポンプ場として必要な機能を満足した上で、出来る限りの省エネ性・創エネ性（電力・燃料）を図ること。</p>																																					
P42	<p>4.2 確保すべき機能に関する要件 4.2.1 本施設として確保すべき機能 別紙1に「施設計画全体図」を示す。主な対象施設は、以下のとおりである。 表 4.5 対象施設</p> <table border="1" data-bbox="332 1625 1359 1885"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>工事内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合流・分流汚水ポンプ棟</td> <td>新設</td> <td>切替え工事含む</td> </tr> <tr> <td>導水管（合流汚水）</td> <td>新設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>導水管（分流汚水）</td> <td>新設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗砂設備</td> <td>新設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨水ポンプ設備</td> <td>増設</td> <td>芝中ポンプ場（合流雨水ポンプ</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	工事内容	備考	合流・分流汚水ポンプ棟	新設	切替え工事含む	導水管（合流汚水）	新設		導水管（分流汚水）	新設		洗砂設備	新設		雨水ポンプ設備	増設	芝中ポンプ場（合流雨水ポンプ	<p>4.2 確保すべき機能に関する要件 4.2.1 本施設として確保すべき機能 別紙1に「施設計画全体図」を示す。主な対象施設は、以下のとおりである。 表 4.5 対象施設</p> <table border="1" data-bbox="1406 1625 2433 1885"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>工事内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合流・分流汚水ポンプ棟</td> <td>新設</td> <td>切替え工事含む</td> </tr> <tr> <td>導水管（合流汚水）</td> <td>新設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>導水管（分流汚水）</td> <td>新設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗砂設備</td> <td>新設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨水ポンプ設備</td> <td>増設</td> <td>芝中ポンプ場（合流雨水ポンプ</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	工事内容	備考	合流・分流汚水ポンプ棟	新設	切替え工事含む	導水管（合流汚水）	新設		導水管（分流汚水）	新設		洗砂設備	新設		雨水ポンプ設備	増設	芝中ポンプ場（合流雨水ポンプ	
施設名称	工事内容	備考																																					
合流・分流汚水ポンプ棟	新設	切替え工事含む																																					
導水管（合流汚水）	新設																																						
導水管（分流汚水）	新設																																						
洗砂設備	新設																																						
雨水ポンプ設備	増設	芝中ポンプ場（合流雨水ポンプ																																					
施設名称	工事内容	備考																																					
合流・分流汚水ポンプ棟	新設	切替え工事含む																																					
導水管（合流汚水）	新設																																						
導水管（分流汚水）	新設																																						
洗砂設備	新設																																						
雨水ポンプ設備	増設	芝中ポンプ場（合流雨水ポンプ																																					

			棟)			棟)	
	スクリーンかす設備	増設	芝中ポンプ場 (合流雨水ポンプ棟)		スクリーンかす設備	増設	芝中ポンプ場 (合流雨水ポンプ棟)
	雨水吐越流堰	増設	芝中ポンプ場 (合流雨水ポンプ棟)		雨水吐越流堰	増設	芝中ポンプ場 (合流雨水ポンプ棟)
	電気棟	新設 (※既存電気設備の撤去を含む)	芝中ポンプ場 (受変電設備、自家発電設備、負荷設備、監視制御設備等を含む)		電気棟	新設 (既存電気設備の撤去を含む)	芝中ポンプ場 (受変電設備、自家発電設備、負荷設備、監視制御設備等を含む)
	合流汚水幹線	新設	芝中ポンプ場から東部浄化センター (合流・分流汚水ポンプ棟)		合流汚水幹線	新設	芝中ポンプ場から東部浄化センター (合流・分流汚水ポンプ棟)
	分流汚水幹線	新設	芝中ポンプ場から東部浄化センター (合流・分流汚水ポンプ棟)		分流汚水幹線	新設	芝中ポンプ場から東部浄化センター (合流・分流汚水ポンプ棟)
	合流下水管	新設、布設替	合流汚水幹線 (新設) に伴う既設合流下水管 (φ1200) の布設替え等		合流下水管	新設、布設替	合流汚水幹線 (新設) に伴う既設合流下水管 (φ1200) の布設替え等
	1・2系最初沈殿池	撤去	休止中		1・2系最初沈殿池	撤去	休止中
	汚泥ポンプ室	撤去 (工作室を除く)	一部供用中 (切替え工事含む)		汚泥ポンプ室	撤去 (工作室を除く)	一部供用中 (切替え工事含む)
	塩素混和池	撤去	休止中		塩素混和池	撤去	休止中
	処理水再利用施設	撤去	休止中		処理水再利用施設	撤去	休止中
	洗砂設備 (既設)	撤去	供用中		洗砂設備 (既設)	撤去	供用中
	<p>※電気棟及び合流・分流汚水ポンプ棟の供用開始に伴い不要となる芝中ポンプ場の既存電気設備の撤去を行う。撤去範囲は、合流雨水ポンプ棟 (A棟) 及び分流雨水ポンプ棟 (B棟) については受変電設備、自家発電設備及び配線類の撤去、合流汚水・雨水ポンプ棟 (C棟) 及び分流汚水ポンプ棟 (D棟) については配線類の撤去及び離線処理を行う。</p>						
P46	<p>4.2.4 共通仮設</p> <p>1) 現場事務所、作業員詰所、機材置場等については、敷地状況、工事条件等を十分に把握し、適切な位置に設置すること。</p> <p>2) 工事現場の周辺は、工事の状況により仮囲い、足場等を設け、安全管理に努めること。また、敷地周辺の交通量、交通規制、仮設配線等を十分に考慮し機械、資材等の搬入、搬出口を検討するとともに、必要に応じて交通整理員を配置するなど、交通の危険防止に対処すること。</p> <p>3) 現場事務所に監督員事務室 (床面積 15m²程度、監督員 2人程度を想定) を配置し、電気、水道、電話、インターネット接続、空調設備、事務机、書棚、作業机、ロッカー、安全用具等必要な備品を設置することとし、規模、数量等の詳細は市と協議の上、決定すること。なお、施工管理用の会議スペースを確保すること。また、設置に伴う工事費、基本料金、使用料金等は全て事業者負担とする。</p> <p>4) 工事の実施にあたり、資機材置場など、本処理場の場外に用地を確保する場合は事業者自らが借地等の対応を図ること。また、これに係る費用は全て事業者負担とする。</p>			<p>4.2.4 共通仮設</p> <p>1) 現場事務所、作業員詰所、機材置場等については、敷地状況、工事条件等を十分に把握し、適切な位置に設置すること。</p> <p>2) 工事現場の周辺は、工事の状況により仮囲い、足場等を設け、安全管理に努めること。また、敷地周辺の交通量、交通規制、仮設配線等を十分に考慮し機械、資材等の搬入、搬出口を検討するとともに、必要に応じて交通整理員を配置するなど、交通の危険防止に対処すること。</p> <p>3) 現場事務所に監督員事務室を配置し、電気、水道、電話、インターネット接続、空調設備、事務机、書棚、作業机、ロッカー、安全用具等必要な備品を設置することとし、規模、数量等の詳細は市と協議の上、決定すること。なお、施工管理用の会議スペースを確保すること。また、設置に伴う工事費、基本料金、使用料金等は全て事業者負担とする。</p> <p>4) 工事の実施にあたり、資機材置場など、本処理場の場外に用地を確保する場合は事業者自らが借地等の対応を図ること。また、これに係る費用は全て事業者負担とする。</p>			
P49	<p>4.4 土木施設に関する要件</p> <p>4.4.1 一般事項</p>			<p>4.4 土木施設に関する要件</p> <p>4.4.1 一般事項</p>			

	<p>1) 工事は、安全かつ既存施設に対する機能及び維持管理に与える影響を最小限とする工法を採用すること。</p> <p>2) 各施設の施工に際して、必要となる本事業用地の造成及び工事車両等の進入路の工事は、事業者が実施すること。</p> <p>3) 建設工事期間中は、維持管理車両と工事車両の場内動線を明確に区分すること。なお、動線の区分が困難な場合は、維持管理車両の通行に支障が出ないように対策を行うこと。 (別紙2～3に維持管理車両動線及び工事車両出入口を示す)</p> <p>4) 本施設の施工に際して支障となる既存施設がある場合、運転上必要なものかを確認した上で、必要なものは適切な配置や規模への見直しを計画した上で、移設すること。</p> <p>5) 建設工事にあたっては本処理場内道路も含め、道路構造令に定められる道路通行者の安全性及び利便性を十分確保するとともに、騒音、振動等による環境への悪影響を防止するため、工事期間や時間、施工方法（工事に必要な仮設設備の設置場所も含む）等について十分に市と協議の上、実施すること。</p> <p>6) 本事業における再構築及び撤去施設の周囲を対象に、本施設の維持管理動線を考慮した場内道路計画、場内雨水排水計画を立案し、市と協議の上、必要な施設を設置すること。</p> <p>7) 公害及び事故の防止、また地震・津波・高潮・洪水などの自然災害に配慮した安全設計を行うこと。</p> <p>8) 騒音・振動について環境基準を遵守するとともに、工事期間、時間や施工方法等について関係機関や周辺事業者等と協議の上、実施すること。</p> <p>9) 埋戻土の仮置きヤードを場内に確保できない場合は、市と協議の上、適切な場所を確保すること。また、土壤汚染対策法に係る手続き等を確実に実施すること。</p> <p>10) 事業者は、建設工事中、その責任において安全に配慮して危険防止対策を行うとともに、作業従事者への安全教育を実施し、労働災害の発生が無いように努めること。</p>	<p>1) 工事は、安全かつ既存施設の維持管理に与える影響を最小限とする工法を採用すること。</p> <p>2) 各施設の施工に際して、必要となる本事業用地の造成及び工事車両等の進入路の工事は、事業者が実施すること。</p> <p>3) 建設工事期間中は、維持管理車両と工事車両の場内動線を明確に区分すること。</p> <p>4) 本施設の施工に際して支障となる既存施設がある場合、運転上必要なものかを確認した上で、必要なものは適切な配置や規模への見直しを計画した上で、移設すること。</p> <p>5) 建設工事にあたっては本処理場内道路も含め、道路構造令に定められる道路通行者の安全性及び利便性を十分確保するとともに、騒音、振動等による環境への悪影響を防止するため、工事期間や時間、施工方法（工事に必要な仮設設備の設置場所も含む）等について十分に市と協議の上、実施すること。</p> <p>6) 本事業における再構築及び撤去施設の周囲を対象に、本施設の維持管理動線を考慮した場内道路計画、場内雨水排水計画を立案し、市と協議の上、必要な施設を設置すること。</p> <p>7) 公害及び事故の防止、また地震・津波・高潮・洪水などの自然災害に配慮した安全設計を行うこと。</p> <p>8) 騒音・振動について環境基準を遵守するとともに、工事期間、時間や施工方法等について関連部局や周辺事業者等と協議の上、実施すること。</p> <p>9) 埋戻土の仮置きヤードを場内に確保できない場合は、市と協議の上、適切な場所を確保すること。また、土壤汚染対策法に係る手続き等を確実に実施すること。</p> <p>10) 事業者は、建設工事中、その責任において安全に配慮して危険防止対策を行うとともに、作業従事者への安全教育を実施し、労働災害の発生が無いように努めること。</p>	
P52	<p>4.4.6 留意事項</p> <p>1) 芝中ポンプ場における雨水ポンプ設備、スクリーンかす設備、越流堰等の増設に際して、常時における土木躯体の構造性能を確認し、不足する場合は必要な補強等を行うこと。</p> <p>2) 芝中ポンプ場雨水吐越流堰の増設における搬出入口や点検孔については、将来の道路拡幅範囲となることを考慮し、覆蓋設置高等を計画すること。</p>	<p>4.4.6 留意事項</p> <p>1) 芝中ポンプ場における雨水ポンプ設備、スクリーンかす設備、越流堰等の増設に際して、常時における土木躯体の構造性能を確認し、不足する場合は必要な補強等を行うこと。</p>	
P53	<p>4.5 送水管に関する要件</p> <p>4.5.1 一般事項</p> <p>1) 工事は、安全かつ周辺施設に与える影響を最小限とする工法を採用すること。特に、土砂崩壊、騒音、振動等による建物、門、塀等の被害、井戸の枯渇等の補償事案が生じないように仮設、施工計画等において万全な対策を実施すること。</p> <p>2) 建設工事にあたっては、道路構造令に定められる道路通行者の安全性及び利便性を十分確保するとともに、騒音、振動等による環境への悪影響を防止するため、工事期間や時間、施工方法（工事に必要な仮設設備の設置場所も含む）等について十分に市と協議の上、実施すること。</p> <p>3) 管路施設の建設に際して、必要となる用地の造成、借地、進入路等の工事及び原形復旧等は、事業者が実施すること。</p>	<p>4.5 送水管に関する要件</p> <p>4.5.1 一般事項</p> <p>1) 工事は、安全かつ周辺施設に与える影響を最小限とする工法を採用すること。特に、土砂崩壊、騒音、振動等による建物、門、塀等の被害、井戸の枯渇等の補償事案が生じないように仮設、施工計画等において万全な対策を実施すること。</p> <p>2) 建設工事にあたっては、道路構造令に定められる道路通行者の安全性及び利便性を十分確保するとともに、騒音、振動等による環境への悪影響を防止するため、工事期間や時間、施工方法（工事に必要な仮設設備の設置場所も含む）等について十分に市と協議の上、実施すること。</p> <p>3) 管路施設の建設に際して、必要となる用地の造成、借地、進入路等の工事及び原形復旧等は、事業者が実施すること。</p>	

	<p>4)民間企業の敷地内（将来道路拡幅範囲）への管渠占用及び施工（支障物移転等を含む）を行う場合は、市及び地権者との事前協議を十分に行い必要な対応を行うこと。</p> <p>5)公害及び事故の防止、また地震や浸水などの自然災害に配慮した安全設計を行うこと。</p>	<p>4) 公害及び事故の防止、また地震や浸水などの自然災害に配慮した安全設計を行うこと。</p>	
P55	<p>4.5.4 留意事項</p> <p>・・・</p> <p>2)支障物移転について 支障物の移転が必要となった場合の移転費用については、事業者が負担すること。なお、募集要項等（開示資料を含む）から合理的に推察できないものは除く。</p>	<p>4.5.4 留意事項</p> <p>・・・</p> <p>2)支障物移転について 支障物の移転が必要となった場合の移転費用については、事業者が負担すること。</p>	
旧 P57 新 P58	<p>4.6.4 平面計画</p> <p>・・・</p> <p>2) 本ポンプ場 (ア) ポンプ室、ポンプ配管室等は止水壁等を設置し、浸水対策を講じること。 (イ) 倉庫（床面積 20m²程度、空調設備対応可）を設けること。 (ウ) 監視室は、維持管理人員 2～4 人程度として床面積等を設定すること。 (エ) トイレ（男女兼用トイレ1室）及び手洗いを設けること。</p> <p>3) 電気棟（芝中ポンプ場） (ア) 雨天時の運転・待機のため、作業員控室（又は作業員待機スペース）を設けること。 なお、作業員は 2 人程度を想定すること。 (イ) トイレ（男女兼用トイレ1室）及び手洗いを設けること。</p>	<p>4.6.4 平面計画</p> <p>・・・</p> <p>2) 本ポンプ場 (ア) ポンプ室、ポンプ配管室等は止水壁等を設置し、浸水対策を講じること。 (イ) 倉庫（床面積 20m²程度）を設けること。なお、将来の維持管理体制見直しに伴い、作業員控室として改修できるようにすること。 (ウ) トイレ（男女兼用トイレ1室）及び手洗いを設けること。</p> <p>3) 電気棟（芝中ポンプ場） (ア) 雨天時の運転・待機のため、作業員控室（又は作業員待機スペース）を設けること。 (イ) トイレ（男女兼用トイレ1室）及び手洗いを設けること。</p>	
旧 P65 新 P66	<p>4.7.2 本ポンプ場</p> <p>・・・</p> <p>(ウ)ポンプ吐出量及び台数 以下の内容をもとに、ポンプの吐出量・台数を決定すること。 ・台数は常用機 2 台以上、予備機 1 台以上とすること。 ・電動駆動とすること。 ・既設ポンプ場（芝中ポンプ場）への流入水量実績をもとに、ポンプの間欠運転を低減できるようにすること。 ・各ポンプの運転時間の平準化を図ること。</p>	<p>4.7.2 本ポンプ場</p> <p>・・・</p> <p>(ウ) ポンプ吐出量及び台数 以下の内容をもとに、ポンプの吐出量・台数を決定すること。 ・台数は常用機 2 台以上、予備機 1 台以上とすること。 ・電動駆動とすること。 ・既設ポンプ場（芝中ポンプ場）への流入水量実績をもとに、ポンプの間欠運転がないようにすること。 ・各ポンプの運転時間の平準化を図ること。</p>	
旧 P67 新 P68	<p>4.7.3 洗砂設備</p> <p>・・・</p> <p>(イ) 要求性能 ・洗砂設備は、車両により搬入される沈砂及び浚渫砂と、本ポンプ場から移送される沈砂を受入れ、処理できる施設とすること。 ・既設洗砂設備への搬入量実績及び搬入車両、搬出車両の大きさ（特に沈砂等投入時の車両の状態）を考慮し、処理可能な能力・仕様とすること。なお、浚渫砂の搬入量については今後、10m³/日を上限とし、沈砂量とあわせた洗砂設備受入量は 12m³/日とする。</p>	<p>4.7.3 洗砂設備</p> <p>・・・</p> <p>(イ) 要求性能 ・洗砂設備は、車両により搬入される沈砂及び浚渫砂と、本ポンプ場から移送される沈砂を受入れ、処理できる施設とすること。 ・既設洗砂設備への搬入量実績及び搬入車両、搬出車両の大きさを考慮し、処理可能な能力・仕様とすること。なお、浚渫砂の搬入量については今後、10m³/日を上限とし、沈砂量とあわせた洗砂設備受入量は 12m³/日とする。</p>	
旧 P74 新 P75	<p>6) 監視制御設備</p> <p>(ア) 本ポンプ場の監視操作を行うための監視制御装置を管理棟制御室に設けることとし、既設 LCD との位置関係に留意した設置計画とすること。 (イ) 本ポンプ場の監視制御装置は、FL-net 等により東部浄化センターLCD 監視制御シス</p>	<p>6) 監視制御設備</p> <p>(ア) 本ポンプ場の監視操作を行うための監視制御装置を管理棟制御室に設けることとし、既設 LCD との位置関係に留意した設置計画とすること。 (イ) 本ポンプ場の監視制御装置は、FL-net 等により東部浄化センターLCD 監視制御シス</p>	

	ムと接続し、東部浄化センターLCD 監視制御装置にて監視（操作は含まない）を行えるようにすること。 (ウ) 東部浄化センターLCD 監視制御システムへの接続に必要な機能増設は本工事に含まないが、接続可能な構成を本ポンプ場監視制御システムにて考慮すること。 (エ) 現場モード時はハード回路にて運転可能な構成とすること。	テムと接続し、東部浄化センターLCD 監視制御装置にて監視を行えるようにすること。 東部浄化センターからの操作は行わないものとする。 (ウ) 東部浄化センターLCD 監視制御システムへの接続に必要な機能増設は本工事に含まないが、接続可能な構成を本ポンプ場監視制御システムにて考慮すること。 (エ) 現場モード時はハード回路にて運転可能な構成とすること。	
旧 P76 新 P77	5)計装設備 計装設備は、水位、流量等の測定を行い、施設の適切な運転制御や維持管理データの記録として利用する。 (ア)法令上、設置が義務付けられているものや、運転・維持管理に必要な場所に設置すること。 (イ)本施設において、最適な形式及び維持管理性を考慮し測定場所を計画すること。 (ウ)雨水吐き越流堰（転倒堰）の制御に必要な水位計の台数、設置及び制御について、機能及び運転操作を十分に理解の上検討すること。 6) 監視制御設備 芝中ポンプ場の監視制御設備は各動力盤からの信号直送による自立形監視操作盤であるが、更新設備においては維持管理や経済性等を検討の上決定すること。 (ア) プラント設備の監視・運転を行うため必要な機能及び最適な構成とする。 (イ) 東部浄化センター（ 管理棟制御室 ）にて遠方監視操作を行うものとし、遠方監視制御に必要なシステム構成、監視項目、操作項目について検討すること。 なお、将来、本ポンプ場から遠方監視操作を行えるように計画すること。 (ウ) 更新後監視制御設備は、芝中ポンプ場全体として運転制御を行えるよう検討すること。また、既設盤の機能増設等が必要な場合は、今回事業内ですべて対応すること。 (エ) 現場モード時はハード回路にて運転可能な構成とすること。 (オ) 監視制御設備及び遠方監視制御設備は信頼性の高いシステムとし、経済性、保守性、拡張性及び冗長性に優れたシステムとすること。 (カ) 将来の更新を容易に行えるようなシステム及び配置の検討を行うこと。	5) 計装設備 計装設備は、水位、流量、 水質 等の測定を行い、施設の適切な運転制御や維持管理データの記録として利用する。 (ア) 法令上、設置が義務付けられているものや、運転・維持管理に必要な場所に設置すること。 (イ)本施設において、最適な形式及び維持管理性を考慮し測定場所を計画すること。 (ウ)雨水吐き越流堰（転倒堰）の制御に必要な水位計の台数、設置及び制御について、機能及び運転操作を十分に理解の上検討すること。 6) 監視制御設備 芝中ポンプ場の監視制御設備は各動力盤からの信号直送による自立形監視操作盤であるが、更新設備においては維持管理や経済性等を検討の上決定すること。 (ア) プラント設備の監視・運転を行うため必要な機能及び最適な構成とする。 (イ) 東部浄化センター（ 中央管理室 ）にて遠方監視操作を行うものとし、遠方監視制御に必要なシステム構成、監視項目、操作項目について検討すること。 なお、将来、本ポンプ場から遠方監視操作を行えるように計画すること。 (ウ) 更新後監視制御設備は、芝中ポンプ場全体として運転制御を行えるよう検討すること。また、既設盤の機能増設等が必要な場合は、今回事業内ですべて対応すること。 (エ) 現場モード時はハード回路にて運転可能な構成とすること。 (オ) 監視制御設備及び遠方監視制御設備は信頼性の高いシステムとし、経済性、保守性、拡張性及び冗長性に優れたシステムとすること。 (カ) 将来の更新を容易に行えるようなシステム及び配置の検討を行うこと。	
旧 P78 新 P79	4.9 試運転、性能試験及び立会検査（現場） 4.9.1 試運転、性能試験 1) 試運転 試運転とは、本施設を構成する施設・設備等が必要な性能を満足していることを確認し、かつ、総合的な運転調整を行うものであり、次の要領により行うこと。 2) 性能試験 性能試験とは、本施設が本要求水準に示す性能及び設計図書を満足することを確認するために行うものであり、次の要領により行うこと。 3) 試運転、性能試験の方法・内容 (ア) 事業者は、本施設の試運転（無負荷運転を含む。）を行うに足る施設・設備等が完成した時点で、市にその旨を通知すること。 (イ) 事業者は、試運転及び性能試験の要領を記載した試運転計画書及び性能試験計画書を作成し、市の承諾を受けた上で、自らの費用負担により性能試験計画書にて示した計測項目について計測を実施、及び試運転計画書に従い、本施設の試運転を開始すること。	4.9 試運転、性能試験及び立会検査（現場） 4.9.1 試運転、性能試験 1) 試運転 試運転とは、本施設を構成する施設・設備等が必要な性能を満足していることを確認し、かつ、総合的な運転調整を行うものであり、次の要領により行うこと。 2) 性能試験 性能試験とは、本施設が本要求水準に示す性能及び設計図書を満足することを確認するために行うものであり、次の要領により行うこと。 3) 試運転、性能試験の方法・内容 (ア) 事業者は、本施設の試運転（無負荷運転を含む。）を行うに足る施設・設備等が完成した時点で、市にその旨を通知すること。 (イ) 事業者は、試運転及び性能試験の要領を記載した試運転計画書及び性能試験計画書を作成し、市の承諾を受けた上で、自らの費用負担により性能試験計画書にて示した計測項目について計測を実施、及び試運転計画書に従い、本施設の試運転を開始すること。	

	<p>(ウ) 事業者は、試運転及び性能保証事項に関する性能試験方法について、項目ごとに関係法令等及び規格等に準拠すること。ただし、該当する試験方法等がない場合には、最も適切な方法を市へ提出し、その承諾を得た後に実施すること。</p> <p>(エ) 試運転及び性能試験における処理水等の使用及び排水の処理等に関しては、事前に使用量、期間等に関する書類を市に提出し、協議の上決定すること。</p> <p>(オ) 試運転及び性能試験に要する電力、上水、その他の消耗品は、事業者の負担とする。</p> <p>(カ) 事業者は、試運転及び性能試験の一環として、非常停電及び機器故障等、本施設の運転時に想定される重大事故について緊急作動試験を行い、本施設の機能の安全性を確認すること。</p> <p>(キ) 試運転期間中、本施設について故障及び不具合等が発生した場合は、市へ連絡及び協議の上、事業者は自らの責任及び費用負担により、その故障及び不具合等の改善を行うこと。なお、故障及び不具合等に伴い試運転の継続に支障が生じた場合、事業者は、試運転を停止した上で市へ連絡し、その対応を協議すること。</p> <p>(ク) 事業者は、試運転開始後、本施設の稼働が安定し、性能試験を行うのに十分な状態に達成した段階で、その旨を市へ連絡すること。</p> <p>(ケ) 事業者は、試運転終了後、市へ試運転報告書を提出すること。また、性能試験終了後、性能試験の条件、試験方法及び試験結果等を記載した報告書を市へ提出すること。</p> <p>(コ) 事業者は、地下水槽躯体（沈砂池、ポンプ井等）の品質（水密性等）確認のため、水張試験を実施すること。なお、試験に先立ち水張試験計画書を作成し、市へ提出すること。また、水張試験に要する期間やひび割れによる漏水の補修期間等を考慮し、全体の工程計画に反映すること。</p>	<p>(ウ) 事業者は、試運転及び性能保証事項に関する性能試験方法について、項目ごとに関係法令等及び規格等に準拠すること。ただし、該当する試験方法等がない場合には、最も適切な方法を市へ提出し、その承諾を得た後に実施すること。</p> <p>(エ) 試運転及び性能試験における処理水等の使用及び排水の処理等に関しては、事前に使用量、期間等に関する書類を市に提出し、協議の上決定すること。</p> <p>(オ) 試運転及び性能試験に要する電力、上水、その他の消耗品は、事業者の負担とする。</p> <p>(カ) 事業者は、試運転及び性能試験の一環として、非常停電及び機器故障等、本施設の運転時に想定される重大事故について緊急作動試験を行い、本施設の機能の安全性を確認すること。</p> <p>(キ) 試運転期間中、本施設について故障及び不具合等が発生した場合は、市へ連絡及び協議の上、事業者は自らの責任及び費用負担により、その故障及び不具合等の改善を行うこと。なお、故障及び不具合等に伴い試運転の継続に支障が生じた場合、事業者は、試運転を停止した上で市へ連絡し、その対応を協議すること。</p> <p>(ク) 事業者は、試運転開始後、本施設の稼働が安定し、性能試験を行うのに十分な状態に達成した段階で、その旨を市へ連絡すること。</p> <p>(ケ) 事業者は、試運転終了後、市へ試運転報告書を提出すること。また、性能試験終了後、性能試験の条件、試験方法及び試験結果等を記載した報告書を市へ提出すること。</p>	
<p>旧 P80 新 P81</p>	<p>4.10 既存施設撤去に関する要件</p> <p>4.10.1 一般事項</p> <p>・・・</p> <p>10) 汚泥ポンプ室は現在、処理場内の雑排水（約 60m³/日）を汚泥濃縮槽へ送水しているため、撤去に際して、雑排水送水先の切り替え（合流・分流汚水ポンプ棟の沈砂池等へ自然流下させる）を行うこと。なお、合流・分流汚水ポンプ棟の供用開始前に汚泥ポンプ室の撤去を行う場合は、現在の機能（処理場内の雑排水を汚泥濃縮槽まで送水）を補完する仮設ポンプの設置及び配管切り替え等を行うこと。</p>	<p>4.10 既存施設撤去に関する要件</p> <p>4.10.1 一般事項</p> <p>・・・</p> <p>10) 汚泥ポンプ室は現在、処理場内の雑排水を汚泥濃縮槽へ送水しているため、撤去に際して、雑排水送水先の切り替え（合流・分流汚水ポンプ棟の沈砂池等へ自然流下させる）を行うこと。なお、合流・分流汚水ポンプ棟の供用開始前に汚泥ポンプ室の撤去を行う場合は、現在の機能（処理場内の雑排水を汚泥濃縮槽まで送水）を補完する仮設ポンプの設置及び配管切り替え等を行うこと。</p>	
<p>P89</p>	<p>別紙 2 維持管理車両動線及び工事車両出入口（東部浄化センター）</p> <p><図面追加></p>	<p>—</p>	
<p>P90</p>	<p>別紙 3 維持管理車両動線及び工事車両出入口（芝中ポンプ場）</p> <p><図面追加></p>	<p>—</p>	